

改正 (案)

制定 空乗第2039号
平成10年3月20日
最終改正 国空安政第 号
令和 年 月 日

操縦士実地試験実施細則

型式限定変更

(飛行機)

国土交通省航空局安全部安全政策課

現行

制定 空乗第2039号
平成10年3月20日
最終改正 国空安政第2214号
令和7年12月24日

操縦士実地試験実施細則

型式限定変更

(飛行機)

国土交通省航空局安全部安全政策課

I. 一般

1. 飛行機に係る型式限定変更実地試験を行う場合は、操縦士実地試験実施基準及びこの細則によるものとする。
2. 実地試験は、以下の者について行う。ただし、やむを得ない事由により首席航空従事者試験官（以下「首席試験官」という。）の承認を受けた場合は、この限りではない。

2-1 受験しようとする型式と同じ区分（陸上又は水上の別及び単発又は多発の別。以下同じ。）の等級限定を有する者

2-2 准定期運送用操縦士の技能証明を有する者

2-3 定期運送用操縦士であって受験しようとする型式と同じ区分の等級限定を有していない者

（注）定期運送用操縦士の技能証明を有する者が受験できる型式は、既に保有する型式と同じ区分の等級のものに限る。

3. 実地試験における横風離着陸、後方乱気流の回避等の科目であって、気象状態、飛行状態等によりその環境を設定できない場合は、当該科目を実施する場合の操作要領、留意事項等について口述による試験を行うことにより実地試験に代えることができる。なお、実地試験の実施要領に「口述」とあるのは、運航中、状況を模擬に設定し、その措置を口頭により説明させ、又は模擬操作を行わせることを意味する。
4. 実地試験において発動機を不作動として行うべき科目は、次の区分により実施する。
 - 4-1 模擬飛行装置等による実地試験では完全な不作動状態で実施する。
 - 4-2 実機による実地試験では模擬不作動状態で実施する。模擬不作動状態の出力設定は次のとおりとする。
 - 4-2-1 フェザリング・プロペラを装備した航空機にあつては、プロペラがフェザーとなった場合と同等の抵抗となる出力とする。
 - 4-2-2 その他の航空機にあつては、緩速とする。
5. ILS進入における決心高度の適用値は、原則として接地帯標高に200 ftを加えた高度とする。
6. 非精密進入における最低降下高度の適用値は、試験に使用する航空機に適用可能な高度として公示された最低の高度とする。
7. 試験官が必要と認めた場合であつて、管制機関の承認を受けた場合は、公示された待機方式、進入方式及び進入復行方式以外の方式により飛行することができる。
8. フードの使用は、次のとおりとする。
 - 8-1 フードの使用開始は試験官の指示によるものとする。
 - 8-2 フードの使用終了は次のとおりとする。
 - 8-2-1 ILS進入に続いて着陸する場合は、決心高度に達する直前
 - 8-2-2 進入復行を行う場合は、原則として対地高度1,500 ft以上に上昇し、かつ、姿勢が安定したとき
 - 8-2-3 非精密進入による直線進入に続いて着陸する場合は、試験に使用する航空機に適用可能な高度として公示された最低降下高度に100 ftを加えた高度以下に降下し、目視

I. 一般

1. 飛行機に係る型式限定変更実地試験を行う場合は、操縦士実地試験実施基準及びこの細則によるものとする。
2. 実地試験は、受験しようとする型式と同じ区分（陸上又は水上の別及び単発又は多発の別）の等級限定を有する者又は准定期運送用操縦士の技能証明を有する者について行う。ただし、やむを得ない事由により首席航空従事者試験官（以下「首席試験官」という。）の承認を受けた場合は、この限りではない。

（新 設）

（新 設）

（新 設）

3. 実地試験における横風離着陸、後方乱気流の回避等の科目であつて、気象状態、飛行状態等によりその環境を設定できない場合は、当該科目を実施する場合の操作要領、留意事項等について口述による試験を行うことにより実地試験に代えることができる。なお、実地試験の実施要領に「口述」とあるのは、運航中、状況を模擬に設定し、その措置を口頭により説明させ、又は模擬操作を行わせることを意味する。
4. 実地試験において発動機を不作動として行うべき科目は、次の区分により実施する。
 - 4-1 模擬飛行装置等による実地試験では完全な不作動状態で実施する。
 - 4-2 実機による実地試験では模擬不作動状態で実施する。模擬不作動状態の出力設定は次のとおりとする。
 - 4-2-1 フェザリング・プロペラを装備した航空機にあつては、プロペラがフェザーとなった場合と同等の抵抗となる出力とする。
 - 4-2-2 その他の航空機にあつては、緩速とする。
5. ILS進入における決心高度の適用値は、原則として接地帯標高に200 ftを加えた高度とする。
6. 非精密進入における最低降下高度の適用値は、試験に使用する航空機に適用可能な高度として公示された最低の高度とする。
7. 試験官が必要と認めた場合であつて、管制機関の承認を受けた場合は、公示された待機方式、進入方式及び進入復行方式以外の方式により飛行することができる。
8. フードの使用は、次のとおりとする。
 - 8-1 フードの使用開始は試験官の指示によるものとする。
 - 8-2 フードの使用終了は次のとおりとする。
 - 8-2-1 ILS進入に続いて着陸する場合は、決心高度に達する直前
 - 8-2-2 進入復行を行う場合は、原則として対地高度1,500 ft以上に上昇し、かつ、姿勢が安定したとき
 - 8-2-3 非精密進入による直線進入に続いて着陸する場合は、試験に使用する航空機に適用可能な高度として公示された最低降下高度に100 ftを加えた高度以下に降下し、目視

改正 (案)

降下点（目視降下点が設定されていないときはこれに相当する地点）から概ね900 mの距離に達したとき

8-2-4 非精密進入による周回進入に続いて着陸する場合は、試験に使用する航空機に適用可能な高度として公示された最低降下高度に100 ftを加えた高度以下に降下し、滑走路末端（進入灯又は進入灯台が設置されているときは当該灯火）から、概ね次表に掲げる距離に達したとき

現行

降下点（目視降下点が設定されていないときはこれに相当する地点）から概ね900 mの距離に達したとき

8-2-4 非精密進入による周回進入に続いて着陸する場合は、試験に使用する航空機に適用可能な高度として公示された最低降下高度に100 ftを加えた高度以下に降下し、滑走路末端（進入灯又は進入灯台が設置されているときは当該灯火）から、概ね次表に掲げる距離に達したとき

改正 (案)	現行
<p>附 則</p> <p>1. この操縦士実地試験実施細則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (平成 28 年 4 月 8 日付け国空航第 3417 号)</p> <p>1. この操縦士実地試験実施細則は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。</p> <p>2. この操縦士実地試験実施細則は、平成 29 年 3 月 31 日までは、従前どおりとすることができる。</p> <p>附 則 (令和 2 年 12 月 22 日 国空航第 2175 号)</p> <p>この改正通達は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (令和 3 年 9 月 29 日 国空航第 1350 号)</p> <p>この改正通達は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (令和 4 年 3 月 29 日 国空航第 3037 号)</p> <p>この改正通達は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (令和 7 年 12 月 24 日 国空安政第 2214 号)</p> <p>1. この改正通達は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。</p> <p>2. この改正通達は、令和 8 年 3 月 31 日までは、従前どおりとすることができる。</p> <p><u>附 則 (令和 年 月 日 国空安政第 号)</u></p> <p><u>この改正通達は、令和 8 年 XX 月 XX 日から施行する。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1. この操縦士実地試験実施細則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (平成 28 年 4 月 8 日付け国空航第 3417 号)</p> <p>1. この操縦士実地試験実施細則は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。</p> <p>2. この操縦士実地試験実施細則は、平成 29 年 3 月 31 日までは、従前どおりとすることができる。</p> <p>附 則 (令和 2 年 12 月 22 日 国空航第 2175 号)</p> <p>この改正通達は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (令和 3 年 9 月 29 日 国空航第 1350 号)</p> <p>この改正通達は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (令和 4 年 3 月 29 日 国空航第 3037 号)</p> <p>この改正通達は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 (令和 7 年 12 月 24 日 国空安政第 2214 号)</p> <p>1. この改正通達は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。</p> <p>2. この改正通達は、令和 8 年 3 月 31 日までは、従前どおりとすることができる。</p> <p><u>(新 設)</u></p>